

介護医療院・短期入所療養利用 重要事項

医療法人思源会

第二岩崎病院 介護医療院

初版 2021年10月01日

改訂 2022年10月01日

1. 施設の概要

A) 名称等

- | | |
|-----------------|--|
| 1) 施設名 | 第二岩崎病院 |
| 2) 所在地 | 津市一身田町387番地 |
| 3) 電話番号 | 059-232-2316 |
| 4) FAX番号 | 059-231-7100 |
| 5) 介護保険指定番号 | 介護医療院(24B0500023) |
| 6) 施設基準 | |
| ① 人員配置区分 | I 型介護医療院サービス費(ii) |
| ② 療養環境基準 | 基準型 |
| ③ 夜間勤務条件基準 | 加算型(Ⅲ) |
| ④ サービス提供体制強化加算 | 加算型(I) |
| ⑤ リハビリテーション提供体制 | 理学療法(Ⅱ) |
| ⑥ 食事の提供状況 | 栄養ケア・マネジメント体制
療養食加算 |
| ⑦ 口腔衛生 | 口腔衛生管理 |
| ⑧ 送迎体制 | 対応可(短期入所療養介護利用時のみ) |
| ⑨ その他 | 初期入院診療管理
短期集中リハビリテーション
介護職員処遇改善に係る諸加算
LifeIに係る諸加算 |

B) 目的及び運営方針

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする。

尚、当院の理念・基本方針ならびに利用者・患者様の権利と義務は次の通りです。

<p>【理念】 地域の皆様に信頼される介護・看護・医療を提供する。</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 介護療養型医療施設として質の高い介護・看護・医療を推進する。 地域の病院や福祉施設と連携し、重度の要介護者へのサービスを提供する。 人権を尊重し、説明と同意に基づいた介護・看護・医療を行う。 知識と技術の習得に努め、安全と安心の得られるチーム医療を提供する。 健全経営を維持し、よりよい病院環境を整える。 	<p>【利用者・患者様の権利と義務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人の尊厳を大切にされる権利があります。 平等な介護・看護・医療のサービスを受ける権利があります。 プライバシー・個人情報について保護される権利があります。 当院が提供するサービスについて、説明を受ける権利と知る権利があります。 当院が提供するサービスについて、自由な意思に基づき自己決定する権利があります。 介護・看護・医療行為について協力する義務があります。
--	--

2. 従業者の勤務の体制

入院患者6名に対し看護職員1名、入院患者4名に対し介護職員1名の人員配置で看護・介護を行います。夜間においては、看護職員1名 介護職員1名 医師1名で行います。

3. 入院患者の定員

20名

4. サービスの内容（施設サービス計画に基づいて実施します）

- | | |
|--------------------|---|
| 1) 摂食に関するサービス | 食事介助、栄養指導、療養食(糖尿食・肝臓食等)の提供、経管栄養など。 |
| 2) 排泄に関するサービス | 排尿・排便の誘導及び介助、カテーテルによる管理、薬剤与薬に関する管理など。 |
| 3) 保清に関するサービス | 介助入浴、機械入浴、清拭、洗條、口腔ケア・髭剃り等のモーニング並びにナイトケア、爪きり、耳垢とり、理髪等。 |
| 4) 慢性及び急性期症状に関するケア | 肺炎、骨折、尿路感染症、糖尿病、皮膚疾患等。 |
| 5) 廃用性障害防止に関するサービス | マッサージ、リハビリテーション、レクリエーションなど。 |

5. 入所時の携帯品[利用日数に応じて異なりますのでご相談ください]

別紙、『入院時にご準備して頂くもの』をご参照ください。

6. 洗濯

- 1) 寝具の洗濯・交換は病院がいたします。
- 2) 肌着等を当病院に依頼される方はお申し付け下さい。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- 1) 面会
 - ※ 面会時間 〈平日〉 午後1時から午後7時まで
 〈日・祝日〉 午前9時から午後7時まで
 - ※ ナースセンターの面会簿に記入してから面会して下さい。
 - ※ 主治医の指示により面会謝絶にさせて頂くことがありますのでご了承下さい。
- 2) 外出・外泊
 外出又は外泊の必要がある時は主治医の許可を受け、出入時職員に必ず届出て下さい。
- 3) 備品等の持ち込み
 備品を持ち込む場合は病院の許可を受けて下さい。(大量の食料品の持ち込みはご遠慮下さい)
- 4) 他の医療機関での受診(薬だけもらってくる場合も含む)
- 5) 眼科・耳鼻咽喉科・婦人科等の受診が必要な場合は必ず主治医に申し出て下さい。

8. 非常災害対策

- 1) 防災設備 非難設備・警報設備は常に点検し、いつでも使用できるよう整備しております。
- 2) 防災訓練 昼夜を想定し、防災訓練を年2回実施しております。

9. 利用料

1) 基本料金

介護医療院介護療養サービスを提供した場合の利用料の法定代理受領分については、介護報酬告示上の額とします。

① 施設利用料

1日あたりの自己負担分は右表のとおりです。
但し、特定診療費項目(指導管理、理学療法など)並びに療養食(糖尿病など治療食)の負担金は別途請求となります。

	入院	短期入所
要支援1	—	707円
要支援2	—	869円
要介護度1	884円	936円
要介護度2	996円	1,049円
要介護度3	1,240円	1,294円
要介護度4	1,342円	1,398円
要介護度5	1,436円	1,491円

☆ 右記一覧は1割負担の場合です。

☆ 入院後30日に限り、右記の金額に31円割増となります。

☆ 上記の金額にはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ及び夜間勤務条件加算(Ⅲ)が含まれています。

② 介護保険の給付対象とならない利用料

ア) 居住(滞在)費	1日あたり	377円
イ) 食費	1日あたり	1,445円

2) 課税状態等により減額される制度

① 高額介護サービス費制度

介護サービス費の自己負担分(保険給付対象分に限る)が「一定額」(右表参照)を超えると、その「一定額」を超えた分が払い戻される制度があります。手続きを必要としますが、保険者(市町村)から通知があります。

② 特定入所者介護サービス費制度

利用者負担第1～3段階には減額される制度があります。『介護保険特定入所者認定証』を提示してください。尚、認定証は、「介護保険負担限度額認定申請書」を保険者に申請して、交付を受けてください。

	利用者負担	一定額	居住費	食費
入所	第1段階	15,000円	0円	300円
	第2段階	15,000円	370円	390円
	第3段階①	24,600円	370円	650円
	第3段階②	24,600円	370円	1,360円
	第4段階	37,200円	370円	1,445円
短期	第1段階	15,000円	0円	300円
	第2段階	15,000円	370円	600円
	第3段階①	24,600円	370円	1,000円
	第3段階②	24,600円	370円	1,300円
	第4段階	37,200円	370円	1,445円

3) その他

① 理美容代	2,500円	<消費税込>(1回につき)
② 日用品費	255円	<消費税込>(1日につき)
③ 教養娯楽費	275円	<消費税込>(1日につき)
④ 洗濯代(肌着等)	40枚以下: 5,100円 41～60枚: 8,150円 61枚以上: 12,200円	<消費税込>(枚数に応じて1月につき)
⑤ 電気機器等の電気代	110円	<消費税込>(1点、1日につき)
⑥ テレビ(レンタル費)	165円	<消費税込>(1日につき)
⑦ ソフトシーツ(レンタル費)	330円	<消費税込>(1回につき)
⑧ 送迎費用	2,000円	<消費税込>(職員1人につき)
⑨ その他日常生活費とは区分される費用	実費	

10. 相談、要望、苦情等の窓口

当病院のサービスに関する相談、要望、苦情等は各病棟師長又は介護支援専門員へ、ないしは下記窓口までお申し出ください。

電話番号: 059-232-2316

担当部署: 地域連携室

<別紙>

「身体機能の変化による偶発事故」について

第二岩崎病院 院長 丸山 昭

当院では、介護及び医療を必要とする高齢の方に入院して頂いております。

患者様入院中の安全管理に万全を期するよう、定期的なリスクマネジメント会議を開催するとともに、各患者様の病態に対応した最大の注意を払っております。しかし、高齢に伴う下記のような要因から、偶発事故が発生する可能性があります。

偶発事故が発生した場合には迅速に対応し、御家族への連絡をさせていただきますが、入院に際して、身体機能の変化による偶発事故に関する説明をさせて頂き、ご理解とご了承を頂きたいお願い致します。

高齢に伴う事故を起こす要因：

運動機能の低下(筋力・反射機能の低下、平衡感覚の低下、身体がかたい など)

認知機能の低下(情報処理速度の低下、状況判断能力の低下、物忘れ など)

感覚機能の低下(温熱感覚の低下、視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚の低下 など)

嚥下機能の低下(飲み込みにくい、むせる、誤嚥 など)

脳血管障害による麻痺(麻痺、しびれ、手足の拘縮 など)

皮膚組織の変化(皮膚の乾燥、皮膚の弾力低下 など)

骨密度の低下(骨がもろい、骨折しやすい など)

入院環境への不適應(入院による生活習慣の変化に対応できない)

偶発事故とそれに伴う事象：

転倒転落に伴う打撲ならびに骨折

誤嚥による窒息ならびに肺炎

脳出血・脳梗塞

皮膚の剥離、内出血、褥瘡

体調の急変(急性心筋梗塞 など)

また、当院は延命のための設備は整っておりません。

延命や高度な医療を希望されるのであれば、他施設への転院をお願いいたします。

なお、当院では法的に定められている以上の看護・介護体制をとっておりますが、一人の患者様につききりの対応は困難であることもご理解ください。